

## 技術代表（TD）と審判長（HR）の推薦と承認基準（発表）

\*トライアスロンジャパン理事会（2025年12月17日開催）承認

[1] トライアスロンジャパン主催・共催・公認大会（以下、主催大会※1）の日本選手権及び同等レベル大会（エリート部門）、国民スポーツ大会：

- 1) 所轄の加盟団体、ブロックの推薦を考慮しながらトライアスロンジャパン技術委員会が調整し、トライアスロンジャパン理事会が承認する。
- 2) 男女別に審判長・技術代表の推薦可。女性審判長を推奨。

[2] TRI・Asia Triathlon 公認大会（エリート部門）

- 1) TRI・Asia Triathlon 基準により、技術代表（TD）と副技術代表（ATD）TRI・Asia Triathlon が承認する。Asia Triathlon 公認大会の審判長（HR）は、主催地の加盟団体、ブロック及びトライアスロンジャパン技術委員会で調整、トライアスロンジャパン理事会へ報告する。

[3] 上記以外のトライアスロンジャパン主催大会（一般部門）及びトライアスロンジャパン後援大会

- 1) 主催地の加盟団体が承認する。基本として、トライアスロンジャパン技術委員会の確認を受ける。大会後に指定の方法で報告する。

[4] 全国各地で開催される大会

- 1) 主催地の加盟団体が、技術代表と審判長を承認する。

[5] 関連トライアスロンジャパン競技規則（※）

- 1) 審議委員：競技規則 118 条（審議委員会）を参照。
- 2) ドラフトティングレース：競技規則 97 条（ドラフトティングレースの開催）参照。ただし、前年度の実施大会は報告のみで可。
- 3) 報告義務：競技規則 106 条（罰則の適用）第 5 項「審判長は罰則の適用を行ったときは遅滞なく加盟団体を通じトライアスロンジャパン及びトライアスロンジャパン技術委員会に報告しなければならない。」

[6] 大会後の報告項目

- 1) 大会名称（開催年月日）
- 2) 技術代表・審判長（所属・審判資格）
- 3) 罰則適用と分析

4) 問題点と改善案

5) 特筆事項：大会概要は、ウェブ掲載があれば提出不要。

\* TRI・Asia Triathlon 大会は、前述の他に TRI 様式（英語）の報告が必要。

#### [ 7 ] 推薦申請書

1) 「〇〇〇〇年度大会 TO 派遣候補者推薦依頼文」がトライアスロンジャパン技術委員会より、主催地の加盟団体、ブロックへ送付される。

2) 推薦申請書は主催地の加盟団体、ブロックはトライアスロンジャパン技術委員会へ提出

3) トライアスロンジャパン技術委員会は受領後、トライアスロンジャパン理事会へ報告する。

#### [ 8 ] 推薦申請書と報告書

推薦申請書と報告書のメール送信先（上記を全削除、同報送信）

\* メール件名は次で：技術代表と審判長〇〇大会：略式

1) トライアスロンジャパン技術委員会 kazuhiko.ito@jtu.or.jp

2) トライアスロンジャパン事務局 [jtuoffice01@jtu.or.jp](mailto:jtuoffice01@jtu.or.jp)

3) 主催地の加盟団体、ブロック ※必要に応じ

※) 競技規則 URL

<https://www.jtu.or.jp/join/rule/>